

誠染保育園重要事項説明書（「入園のしおり」）

1. 施設の目的及び運営の方針

（1）運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	社会福祉法人誠染保育園
事業者の所在地	江別市大麻東町 26 番津 4
事業者の連絡先	0 1 1 - 3 8 6 - 8 1 1 0
代表者氏名	理事長 稲村 健郎

（2）施設の概要

種別	保育所							
名称	社会福祉法人誠染保育園							
所在地	江別市大麻東町 26 番地 4							
連絡先	0 1 1 - 3 8 6 - 8 1 1 0 0 1 1 - 3 8 6 - 9 8 0 2							
施設長氏名	山 崎 佐保子							
開設年月日	昭和 4 4 年 1 0 月 1 日							
利用定員	(2号)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	(3号)	6人	9人	15人	20人	20人	20人	90人
当園の基本理念・方針	<p>基本理念</p> <p>思いやりがあり、誠実で感謝の心を持ち、将来、自ら進んで道を拓く大人に成長できる礎を築き、且つ、保護者から信頼され、地域に愛される保育園をめざすこととする。</p> <p>保育方針</p> <p>心も体も健全で、友と共に成長できる保育。</p> <p>何事にも感謝できる心と公德心を育む保育。(感謝の心・誠の心・元気な体と心) ～ 感・誠・元を標語として掲げる。</p>							

(3) 施設の概要

敷地	敷地全体	1,122.00 m ²
	園庭	350.77 m ²
園舎	構造	2階建て鉄筋コンクリート造
	延べ	672.71 m ²

(4) 主な設備の概要

設備	部屋数	備 考
(乳児室)	1 室	21.75 m ²
(ほふく室)	1 室	40.34 m ²
(保育室)	5 室	(ひよこ組:1歳児クラス、りす組:2歳児クラス、うさぎ組:3歳児クラス、こあら組:4歳児クラス、ぱんぴ組:5歳児クラス) 合計199.01 m ²
(遊戯室、ホール)	1 室	160.64 m ²
(調理室)	1 室	29.23 m ²

(5) 職員体制 (令和6年4月1日現在)

職種	員数	常勤	非常勤	備 考
(園長)	1人	1人	人	
(副園長)	1人	1人	人	
(主任)	2人	2人	人	
(保育士)	21人	18人	3人	
(保育従事者)	1人	人	1人	
	人	人	人	
(栄養士)	1人	1人	人	
計	27人	23人	4人	

(6) 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	午前7時15分～午後6時15分（11時間）
	保育短時間	午前8時15分～午後4時15分（8時間）
延長保育	保育標準時間	朝： 時～ 時 夕：6時15分～7時15分
	保育短時間	朝：7時15分～8時15分 夕：4時15分～7時15分
開所時間	月～金曜日	午前7時15分～午後7時15分
	土曜日	午前7時15分～午後7時15分
休業日	祝日・日曜日	
	年末年始（12月30日～1月4日）	

(7) 利用料等(実費徴収分)

項 目	保育・教育の提供に要する実費に係る利用者負担		
2号認定子どもに係る 給食費	主食費・副食の提供	(1月当り)	5,700円
		(1月当り)	副食費減免対象者は1,000円
保護者会費	(3才児以上)	(1月当り)	400円
絵本代	(3才児)	(1月当り)	320円
	(4才児)	(1月当り)	360円
	(5才児)	(1月当り)	360円
教材費	(2才児)	(1年当たり)	最高1,920円
	(3才児)	(1年当たり)	最高2,010円
	(4才児)	(1年当たり)	最高2,010円
	(5才児)	(1年当たり)	最高2,290円

写真代	L・2L	(1回当たり)	70円・100円
布団消毒	(0才児)	(1月当たり)	300円
	(1才児)	(1月当たり)	300円
	(2才児)	(1月当たり)	300円
	(3才児)	(1月当たり)	300円
	(4才児)	(1月当たり)	300円
	(5才児)	(1月当たり)	300円

※ 延長保育に係る利用者負担金

(1) 保育標準時間認定に係る時間外保育の保育料

1回 200円

(2) 保育時間認定に係る時間外保育の保育利用

ア 午前7時15分から午前8時15分まで	1回	100円
イ 午前4時15分から午前5時15分まで	1回	100円
ウ 午前5時15分から午前6時15分まで	1回	100円
エ 午前6時15分から午前7時15分まで	1回	200円

※ 一時預かりに係る利用者負担金

ア 午前7時15分から午後6時15分まで	3才未満児	1,500円
	3才以上児	1,400円

※ 休日保育に係る利用者負担金

無料

※ 保育園が施設等利用給付に係る代理受領を行う場合は、当該代理受領額の差額のみを支払いを受ける。

※ 上記費用の支払いを受けた場合は、領収書を交付する。

(8) 提供する特定教育・保育の内容

子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供します。

・ちびっ子鼓笛隊(2歳以上全員) ・ちびっ子踊り隊(5歳以上児によるよさこいソーラン・年長組による剣道・スポーツチャンバラ・歩くスキー・英語教室の開設等特色ある特定教育・保育を提供しています。

(9) 年間行事予定

月	行 事 内 容
(4月)	(入園式、幼年消防クラブ入団式、誕生会)
(5月)	(花の種まき、じゃが芋植つけ、春の遠足、保護者役員会及び懇談会、誕生会)
(6月)	(田植え、誕生会)
(7月)	(運動会、番踊り、花火大会、誕生会)
(8月)	(こぐまクラブ研修、親子バス遠足、誕生会)
(9月)	(秋の遠足、芋ほり、誕生会)
(10月)	(稲刈り、七五三及び収穫感謝祭、誕生会)
(11月)	(餅つき、保護者役員会及び個人懇談、誕生会)
(12月)	(クリスマスお楽しみ会、老人ホーム訪問、誕生会)
(1月)	(子ども新年会、雪中務運動会、誕生会)
(2月)	(節分豆まき、保護者役員会及び個人懇談会、誕生会)
(3月)	(ひな祭り、卒園式、誕生会)

(10) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

【2号・3号認定子ども(保育認定)】

利用者の決定	市が行う利用調整による
退園理由	<ul style="list-style-type: none">・ 2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき(卒園を含む。)・ 保護者から退園の申出があったとき・ 利用継続が不可能であると市が認めたとき・ その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき
利用に当たっての	登園は9時00分までをお願いします。

留意事項	<p>当日に欠席、又は登園が遅れることを連絡する場合は9時までに電話でご連絡ください。</p> <p>原則として、保育時間内でのお迎えをお願いします。緊急の場合で、お迎えが遅れたり、延長保育を利用する場合には5時までに電話でご連絡ください。</p> <p>熱が37.5℃ある場合は登園を控えてください。また、登園後に38℃を超えた場合には、お迎えの連絡をさせていただきます。</p> <p>与薬の取り扱いについては、医療行為に当たるため、原則行いません。ただし、医師の処方を受けた薬に限り、医師の指示に基づき行うことができますので、必要がある場合は個別に相談させていただきます。</p> <p>随時に延長保育が必要な場合は、正面玄関は入り口に設置してあります、延長保育申込受付簿に記入をお願いします。</p>
------	--

(11) 嘱託医

医療機関の名称	(名称) 医療法人社団啓史会おおあさ鈴木ファミリークリニック
医院長名	(氏名) 鈴木 将史
所在地	(所在地) 江別市大麻扇町 3-4
電話番号	(電話番号) 011-386-5303

(12) 嘱託歯科医

医療機関の名称	(名称) 浦本歯科クリニック
医院長名	(氏名) 浦本 大三
所在地	(所在地) 江別市大麻園町 25-1
電話番号	(電話番号) 011-388-4617

(13) 緊急時における対応方法

(緊急時の対応方法)

特定教育・保育の提供中、利用子どもに体調の急変などがあった場合、すみやかに利用子どもの保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

【管轄する消防署】

消防署名	(消防署名) 江別市消防署大麻出張所
所在地	(所在地) 江別市大麻元町 192-3
電話番号	(電話番号) 011-386-8333

【管轄する警察署】

警察署名	(警察署名) 江別警察署
所在地	(所在地) 江別市弥生町 23 番地
電話番号	(電話番号) 011-382-0110

(14) 非常災害対策

防火管理者	(防火管理者の氏名) 山崎 道彦
消防計画届出年月日	平成31年4月 9日
避難訓練	避難及び消化を想定した訓練を月1回実施します。
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器を備えています
避難場所	(大麻東公園)
緊急時の連絡手段	(電話、専用メール、専用ホームページでの情報提供 等)

(15) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	(氏名) 加藤 美由紀	(職名) 主任保育士
相談・苦情解決責任者	(氏名) 山崎 佐保子	(職名) 園長
第三者委員	(氏名) 今野 善雄	(電話番号) 011-386-6203 (役職、所属等)
	(氏名)	(電話番号) (役職、所属等)
	(氏名)	(電話番号) (役職、所属等)

【要望・苦情等への対応方法】

要望・苦情等を受付けた場合には、適切に対応し、改善を図るよう努めます。

要望・苦情等の内容を受付けた場合には、要望・苦情等の内容を記録し、市からの求めがあった場合には、必要な改善を行い、市に報告をします。

(16) 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	(名称等) 保育園賠償責任保険
保険の内容	(内容) 通常保育、園が主催する行事で園児に障害を与えた場合に保険金を支払うもの。
保険金額	1事故につき最大7億円

(17) 個人情報の取り扱い

(個人情報の取り扱い方法)

特定教育・保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。